

# 3 高齢者雇用

「雇用確保措置」実施済み企業が99.2%に——厚労省まとめ

厚生労働省は10月21日、平成27（2015）年における「高齢者の雇用状況」の集計結果を発表した。それによると、高齢者を65歳まで雇用するための「高齢者雇用確保措置」を「実施済み」の企業は、前年より1.1%増加の99.2%となった。また、希望者全員が65歳以上まで働ける企業は72.5%で、同1.5%増加した。こうした結果を受け、同省では「雇用確保措置が未実施の企業（1,251社）すべてに対して、都道府県労働局、ハローワークによる計画的・重点的な個別指導を行い、早期に解消を図りたい。また、高齢者雇用安定法の義務を超え、生涯現役で働ける企業の普及・啓発等に取り組んでいく」などとしている。

## 中小企業では6社に1社超が定年を引上げ・廃止

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法一部改正法）では、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、また、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じるよう義務づけ、毎年6月1日現在における高齢者の雇用状況について、報告を求めている。今回のとりまとめは、この報告を行った常時雇用する労働者が31人以上の企業14万8,991社（301人以上規模の大企業は1万5,437社、31～300人規模の中小企業は13万3,554社）の状況を集計したもの。

それによると、「高齢者雇用確保措置」を実施済みの企業を規模別に見ると、大企業が前年比0.4%増加の

99.9%に対し、中小企業は同1.1%増加の99.1%となった。「雇用確保措置」の内訳をみると、「定年制の廃止」が同0.1%減少の2.6%、「定年の引上げ」が同0.1%増加の15.7%だったのに対し、「継続雇用制度の導入」は横ばいの81.7%となっている。

これを規模別に見ると、大企業では同順に0.4%、7.5%、92.0%と、「継続雇用制度の導入」割合が9割超にのぼるのに対し、中小企業では2.9%、16.6%、80.5%と、「定年の引上げ」や「定年制の廃止」を行っている割合が6社に1社を超えている。

「継続雇用制度の導入」により、雇用確保措置を講じている企業を掘り下げてみると、「希望者全員を対象」としている割合が前年比0.9%増加の67.1%に対し、高齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく「対象者を限定する基準」を持つ企業（経過措置適用企業）は、0.9%減少の32.9%となった。規模別では、大企業では経過措置適用企業が51.3%と過半数なのに対し、中小企業では希望者全員を対象としている割合が7割近く（69.6%）にのぼっている。

また、継続雇用制度を導入している企業の継続雇用先については、「自社のみ」が前年比0.3%増加の93.4%となったのに対し、「自社以外（親会社・子会社、関連会社等）」がある割合は同0.3%減少の6.6%となった。これを大企業だけでみると、「自社のみ」が82.3%に対し、「自社以外」が17.7%となっていて「法改正で認められた関連会社等も活用しながら、継続雇用先を確保している」様子が見て取れる。

## 希望者全員が65歳以上まで働ける企業は7割超に

こうしたなか、希望者全員が65歳以上まで働ける企業は、対前年比1.5%上昇の72.5%（希望者全員65歳以上の継続雇用制度が54.4%+65歳以上定年が15.5%+定年制の廃止が2.6%）となった。規模別に見ると、大企業が0.8%増加の52.7%（同順に44.7%+7.5%+0.4%）だったのに対し、中小企業では1.6%増加の74.8%（同順に55.5%+16.5%+2.9%）となっている。

さらに、70歳以上まで働ける企業割合を算出すると、同1.1%上昇の20.1%（希望者全員70歳以上の継続雇用制度が4.1%+基準該当者が70歳以上の継続雇用制度が7.5%+70歳以上定年が1.0%+定年制の廃止が2.6%+その他制度が4.9%）となった。規模別では、大企業が同0.9%増加の12.7%に対し、中小企業が同1.2%増加の21.0%となっている。

## 60歳以上の常用労働者数は約171万人増加

なお、高齢労働者の現状をみると、31人以上規模の企業における常用労働者数（約2,954万人）のうち、60歳以上の割合は10.3%（約305万人）となっている。年齢階級別にみると、60～64歳が約198万人、65～69歳が約83万人、70歳以上が約24万人。

また、51人以上規模の企業における60歳以上の常用労働者数は約276万人で、雇用確保措置の義務化以前（平成17年）と比較すると、約171万人増加している。（調査・解析部）